

# 令和7年分所得税などの申告

確定申告は2月16日(月)から3月16日(月)まで



確定申告会場は、入場整理券に限りがあるため、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した「自宅からのe-Tax申告」をぜひ利用してください。

税務課 995-1810  
沼津税務署 922-1560

## 申告会場・日時

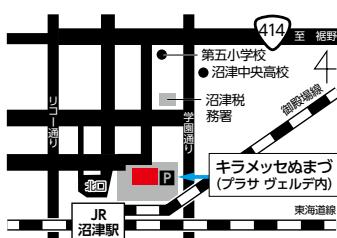
会 場	日 時
プラサヴェルデ内 2階市民ギャラリー キラメッセぬまづ (沼津市大手町)	2月16日(月)～3月16日(月) 9時～17時 (土・日・祝日を除く) 受付終了時間／16時 (入場券がなくなり次第終了)
裾野市役所 4階 401会議室	2月16日(月)～3月16日(月) 9時～11時・13時～16時 (土・日・祝日を除く)
市役所地下会議室A (スマホ申告)	2月9日(月) オンラインで予約が必要 (詳細は広報すその1月号ご覧ください)
須山コミセン 2階大会議室	2月12日(木) 9時～11時・13時～14時

## 会場の注意点

- キラメッセぬまづ会場の入場整理券は国税庁LINE公式アカウントから事前発行が可能です。配付状況は国税庁ウェブサイトから確認ができます。



- 期間中、沼津税務署での申告書の作成指導は行いません。キラメッセぬまづ会場を利用して下さい。



- 市役所会場のオンライン予約は2月10日(火)から受け付けます。当日整理券は午前8時から市役所1階で配付します。



## 市役所会場・須山会場でできない申告

次の申告は市役所会場・須山会場では行うことができません。キラメッセぬまづ会場か、自宅からe-Taxでの電子申告を検討してください。

- 営業所得 ●農業所得 ●譲渡所得 ●青色申告 ●分離課税とする所得(退職所得など) ●証券会社を通した株式の取引 ●初回の住宅借入金等特別控除 ●住宅

ローンを利用しない住宅の新築・改修に係る税額控除 ●外国税額控除 ●相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の所得 ●令和6年分以前の申告 ●消費税 ●贈与税 ●その他市職員が判断できない場合など

## 申告会場でのスマホ申告について

キラメッセぬまづ会場での申告は、ご自身のスマートフォンなどで行います。申告会場へ行くときには、事前にマイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン及びマイナンバーカード(※)、源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類を揃えて持ってきてください。青色申告決算書及び収支内訳書の提出が必要な人は、事前に作成してください。

なお、市役所会場でも状況に応じてスマホ申告を案内する場合があります。

※マイナンバーカードの発行時に設定した署名用電子証明書(英数字6桁～16桁)と利用者証明用電子証明書(数字4桁)の暗証番号が必要です。

## 年金受給者を対象とした説明会

確定申告期間中は、申告会場が大変混雑しますので、申告相談を希望する年金受給者は説明会への来場を検討してください。

時 2月10日(火)・12日(木)・13日(金) 9時～17時  
受付終了時間／16時 (入場整理券がなくなり次第受付終了)

所 プラサヴェルデ内キラメッセぬまづ (沼津市大手町)

他 入場には入場整理券が必要です。入場整理券は会場での当日配付かLINEアプリを使った事前発行の二つの方法で配付します。配付状況によって後日の来場をお願いする場合があります。説明会開催期間中、沼津税務署内では申告書の作成指導は行いません。



## 確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡所得などがある人
- 次の①～④のいずれかに該当する人など
  - ①給与の年間収入が2,000万円を超える人
  - ②年末調整されていない所得が20万円を超える人  
※公的年金所得と退職所得を除く
  - ③公的年金所得があり他の所得が20万円を超える人
  - ④ふるさと納税ワンストップ特例で5カ所を超える自治体に申請した人
- 他 ●上記に該当しない場合でも所得や控除の状況によっては確定申告が必要になる場合があります。
- 公的年金などの年間収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告は必要ありません（外国の公的年金の受給者を除きます）が、市・県民税の申告が必要です。
- 医療費控除の追加などで所得税が還付になる場合は申告書を提出することができます。

## 市・県民税の申告が必要な人

- 令和8年1月1日（賦課期日）に市に住民登録があり、次の①～③のいずれかに該当する人
- ①給与や公的年金以外に令和7年中の所得がある人
  - ②令和7年中に所得がなく、次のいずれかに該当する人
    - 他の人の配偶者控除や扶養控除の対象になっていない人
    - 課税（所得）証明書が必要な人
    - 合計所得金額が1,000万円以上ある人の配偶者
  - ③確定申告をしない年金所得者で、医療費控除などの所得控除を申告したい人
- ※所得税の確定申告をする人や給与所得のみで年末調整が済んでいる人は、市・県民税の申告は必要ありません。  
※前年に市・県民税の申告をした人には、1月下旬に市・県民税申告書を送付します。

## 市・県民税申告書の郵送提出にご協力ください

市・県民税申告書は申告期間前でも提出できます。郵送で提出してください。窓口での相談は、2月13日（金）までにお願いします。

## ふるさと納税ワンストップ特例の不適用について

確定申告や市・県民税申告を行う人は、ふるさと納税ワンストップ特例が不適用となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除の額を計算する必要があります。

## 障害者控除対象者認定書を発行します

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で、障がいの程度が障がい者に準ずるものとして次の要件を満たす人は、『障害者控除対象者認定書』を発行します。

- 65歳以上の要支援・要介護認定を受けている人で障害者控除対象者認定基準を満たしている人
- 65歳以上の介護認定を受けていない人で、市が調査した結果、6カ月以上就寝し、食事や排便などの日常生活に支障があると認められた人

☎ 介護保険課 995-1821

### ◆申告に必要なもの（チェックリスト）◆

- 令和7年分の給与・年金の源泉徴収票（原本）全て
- 収入や必要経費を集計した書類（収支内訳書など）  
※事前に作成し持参してください。
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険料などの納付済額のお知らせや社会保険料の年間支払額が分かるもの
- 国民年金や国民年金基金の社会保険料控除証明書
- 障害者手帳や療育手帳、障害者控除対象者認定書など障がいの程度を確認できるもの
- 医療費控除の明細書 ※事前に作成し持参してください。領収書だけでは受けられません。
- 寄附金の領収書・受領証など
- 住宅借入金等特別控除申告書 ※事前に作成し持参してください。
- 金融機関などの口座番号が分かるもの（新たに口座振替で所得税の納付をする人は銀行印も必要です）
- マイナンバーカード ※持っていない人は、通知カードなど番号確認ができる書類と、運転免許証や公的医療保険の被保険者証など身元確認ができるもの（顔写真のないものは2種類以上必要です）

●税務署から確定申告用紙や確定申告のお知らせはがきが送られてきた人、市役所から市・県民税申告書が送られてきた人は、持参してください。

●令和6年分の確定申告書や収支内訳書などの控えを持ってくると手続きがスムーズに行えます。